

令和 8 年 8 月 7 日
文 部 科 学 省
高等教育局学生支援課

独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援
に関する法律施行令の一部を改正する政令案に関する
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令案」について、令和 8 年 6 月 25 日から令和 8 年 7 月 25 日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 15 件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

(別 紙)

主な意見の概要	文部科学省の考え方
政令案だけでは、条文の構造や改正趣旨の把握が困難である。	意見公募に当たっては、行政手続法に基づいた方法により実施しておりますが、いただいた御意見も踏まえ、本改正や高等教育の修学支援新制度に関して、わかりやすい周知に引き続き努めてまいります。
修学支援新制度は学生の学修機会を確保することが目的であることから、制度設計に当たっては学生に過度なアルバイトを求めることを前提としたものになっていないかについても継続的に検証し、その結果を公表していただくことを要望します。	御指摘いただきましたとおり、アルバイトをする学生についても、学業との両立を適切に図ることが重要と考えています。いただいた御意見も参考に、引き続き学生の負担軽減に努めてまいります。